

植物の持出し規制について

～沖縄県からの植物の持ち出し規制～

沖縄など南西諸島に発生している病害虫のまん延防止のため、法律により一部の植物は、県外への持ち出しが規制されています。



県外に持ち出せない植物

サツマイモ(紅イモ含む)、サツマイモの茎・葉(カンダバー)、ヨウサイ(ウンチェーバー)、アサガオの仲間、かんきつ類の苗・枝・葉、ゲッキツ・カレーリーフの苗・枝・葉

※加工品や果実、種子は持ち出せます。また、サツマイモは燻蒸処理をすれば、かんきつ・ゲッキツ等は検査に合格すれば持ち出せます。ただし、必ず事前にお問い合わせください。

～奄美大島からの寄主植物の生果実の持ち出し規制～

鹿児島県奄美大島において、農業害虫のミカンコバエ種群が多数発見されたことから、早期根絶に向け、緊急防除を実施しています。島外へのまん延を防ぐため、奄美大島から寄主植物の生果実を持ち出すことを規制しています。



移動規制の対象植物

かんきつ類、アセロラ、スモモ、トウガラシ、トマト、ドラゴンフルーツ、ナス、パッションフルーツ、成熟(黄色)バナナ、パイナップル、グアバ、ピーマン、マンゴなどの生果実

お問い合わせ 農林水産省 那覇植物防疫事務所(輸出及び国内検疫担当) ☎868-1679
(那覇空港出張所) ☎857-0054

ハンセン病の補償金の申請手続期間が迫っています!

過去にハンセン病にかかったことがある方には、国から補償金(和解一時金)が支払われます。補償金の申請期限は平成28年3月31日です。

【補償金の対象者について】

- 療養所に入所したことがない方も対象となります
- すでに国から補償金(和解一時金)を受け取った方は、対象となりません。
- 対象者がお亡くなりになられている場合は、ご遺族(法定相続人)にお支払いしています。

※訴訟の手続きが必要ですので、余裕をもってご相談ください。
※お問い合わせの際は「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。

相談窓口・お問い合わせ (公財)沖縄県ゆうな協会 ☎832-9528
法律事務所 ☎938-4381
厚生労働省(難病対策課) ☎03-5253-1111(内線2369)

地域に貢献する企業を目指して

サンリフォーム沖縄

西原町給排水工事指定店

西原町字内間111-2 TEL.882-9155

☎0120-882-916

小さな工事も喜んで対応します。

水まわりのリフォーム おまかせ下さい!!

●トイレユニット ●ユニットバス
●システムキッチン ●洗面化粧台

10%~35%OFF (+取付費)

各メーカー取扱っております

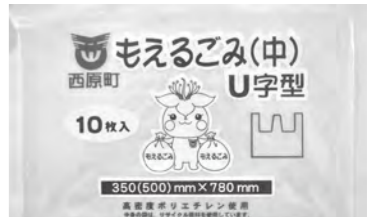
お見積り
無料!!

指定ごみ袋(もえるごみ)に、U字型ごみ袋が加わりました!

日ごろよりごみの適正処理および減量化にご協力いただきありがとうございます。

このたび、指定ごみ袋にU字型ごみ袋(レジ袋タイプ)が加わりました。

これまでの「もえるごみ袋(中)」に手持ち部分が加わった形となっており、「もえるごみ袋(中)」の容量を維持しつつ、口が結びやすくなっています。



ごみ袋の料金は200円(10枚入)となっています。
町内スーパーなどでご購入の上、ご活用ください。

不法投棄監視カメラを設置!

不法投棄は犯罪!

廃棄物(ごみ)をみだりに捨てることは法律で禁じられています。

西原町では、不法投棄を防止するために、関係機関・団体と連携し、パトロールや広報紙等による住民周知を行っています。しかし、人目につかない場所や道路わきなどへの不法投棄やポイ捨てが後を絶たない状況にあります。

不法投棄の未然防止と不法投棄された廃棄物の適正処理を図るために、**不法投棄監視カメラ**を町内に設置しています。(現在6箇所に設置し、今後も増設予定)

地域の美しい自然環境を守るため、「不法投棄」は絶対にやめましょう。



不法投棄されにくい環境づくりを!

不法投棄は人どおりの少ない場所や雑草が生い茂る場所などで行われる傾向にあります。不法投棄されたごみの投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処理しなければなりません。

〈ごみを不法投棄されないように以下のポイントに注意しましょう〉

- ・こまめに草刈りをし、見通しのきくきれいな状態にしておく。
- ・ごみを捨てられたら、そのまま放置せず、すぐ片付ける。
- ・柵をする、入口に鍵を設けるなど、侵入されにくい環境を作る。

※廃棄物(ごみ)を不法に投棄すると、5年以下の懲役もしくは1000万円以下(法人については3億円以下)の罰金またはその両方が科せられます。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

お問い合わせ 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

相続 遺言 後見人 借金

相談内容 不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続 相続、遺言、後見人、借金問題 などの法律相談

きゃん 司法書士事務所

与那原町字東浜23番地2 TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00 http://kyan-jimusho.com

司法書士に
などご相談ください

完全個室の相談ブース完備。
お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

代表司法書士 喜屋武力